

2024年1月24日

会員各位

PGMプロパティーズ株式会社
岡部チサンカントリークラブ
支配人 中嶋 雅人

名義変更料および会則一部変更のお知らせ

謹啓 厳寒の候 会員の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当クラブへのご支援ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度、下記のとおり名義変更料を改定させていただくこととなりました。
これに伴い会則が一部変更になりますので、本書をもってお知らせいたします。
名義変更料の改定内容、改定実施日及びこれに伴う会則一部変更の変更内容・効力発生日につき
ましては以下に記載しておりますのでご確認くださいませようよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 名義変更料改定

この度、名義変更料を以下の通り改定させていただきます。今後も引き続き安全で快適なプレーをお楽しみいただけるように努力してまいりますので、何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

1) 改定内容

名義変更料／一般の場合（消費税込）

①会員種別：正会員

<2024年3月31日受付分迄>	330,000円
<2024年4月1日受付分より>	440,000円

②会員種別：平日会員

<2024年3月31日受付分迄>	110,000円
<2024年4月1日受付分より>	165,000円

※受付とは会則別紙2の名義変更手続要項に定める必要書類を不備・不足がない状態でご提出頂き、当クラブが受け付けたことを指します。なお、必要書類に不備・不足がある場合には、受付できません。

※今回の改定は一般の場合のみとなります。

2) 改定実施日

名義変更料の改定実施日：2024年4月1日

2. 名義変更料改定に伴う会則一部変更

名義変更料の改定に伴い、2024年4月1日を効力発生日として会則別紙2「名義変更手続要項」を上述の改定内容のとおり、一部変更させていただきます。

3. 会則一部変更の新旧対照表及び周知

名義変更料改定に伴う会則一部変更の変更箇所の詳細につきましては、以下の書面を同封いたしますとともに、ゴルフ場内の掲示板に掲示及びホームページ上に開示致しますので、内容をご確認頂けますようお願い申し上げます。

- ・会則別紙2の新旧対照表
- ・2024年4月1日付の変更後の会則本文（会則本文は会則第29条の会則改定日に変更ございません。）及び変更後の別紙2

以上

本件に関するお問い合わせ先
〒369-0216
埼玉県深谷市山崎600
岡部チサンカントリークラブ 会員課
電話：048-585-2411

※今回のお知らせは、2024年1月1日時点で弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただいております。お知らせ受領時に退会等されている場合はご容赦下さい。

岡部チサンカントリークラブ 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本クラブは、岡部チサンカントリークラブ（以下、「クラブ」という。）と称する。

第2条 (目的)

クラブは、PGMプロパティーズ株式会社（以下、「会社」という。）が埼玉県深谷市山崎に所有するゴルフ場およびその付帯施設（以下、「施設」という。）を利用して会員の健康増進を図り、健全なゴルフの普及に努めるとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事務所)

クラブの事務所は施設内におく。

第2章 会員

第4条 (会員の種類)

1. クラブの会員は次のとおりとする。

(1) 特別会員

クラブ、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。

(2) 正会員

会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。

(3) 平日会員

会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が平日会員の資格を承認した個人または法人とする。

2. 会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。

3. 法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が別紙1から別紙3まで定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

第5条 (会員の権利)

1. 会員は、その種類に応じて次に掲げる日（但し、会社が定める休業日を除く。）の営業時間内に会社が定める条件で、施設を優先的に利用することができる。

(1) 特別会員および正会員：全日

(2) 平日会員：月曜日から土曜日まで（但し、国民の祝日に関する法律で定める休日を除く。）

2. 会員は、会社が定める条件でクラブが開催する競技会その他の行事に参加することができる。

3. 会員は、会社が別紙5に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。

4. 会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況などの合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を行使できない場合、または、制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。

5. 会員は、会社に預け入れた預託金（以下、「預託金」という。）の返還を本会則の定めに基づき請求することができる。

第6条 (会員の義務)

1. 会員は、会社が別紙6に定める年会費その他諸料金を遅滞なく支払うものとする。但し、特別会員の年会費は不要とする。なお、会員は年会費の1か年分を第26条に定める対象期間（以下、「対象期間」という。）が始まる前日までに支払うものとし、会員が対象期間の途中で会員資格

- を喪失した場合でも、会社は年会費を返還しないものとする。
2. 対象期間の途中に入会した会員が年会費を支払う必要がある場合は、年会費を12で除した額に、入会月の翌月から当該年の12月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。
 3. 会員は、施設を利用した場合、別途定めのない限り会社が別紙4に定める利用料金を利用当日に支払うものとする。
 4. 会員は、住所、氏名、商号その他届出事項に変更があった場合、その旨を会社へ遅滞なく連絡し、会社が別紙7に定める手続を行うものとする。
 5. 会員は、会員資格を第三者に行使させてはならないものとする。
 6. 会員は、本会則、クラブの諸規則、施設の利用約款、その他エチケット、マナーを遵守し、会社および理事会の決定事項に従うものとする。また、クラブの秩序を乱し、またはクラブもしくは会社の名誉を毀損する行為を行わないものとする。

第7条 (反社会的勢力等追放)

1. 会社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、「反社会的勢力等」という。)のクラブへの入会および施設の利用を認めないものとする。
2. 会員は、反社会的勢力等を同伴または紹介してはならないものとする。

第8条 (会員資格の停止、除名)

会員が次の各号の一つに該当するときは、会社は理事会の同意を得て、会員資格の一時停止または除名処分を行うことができる。

- (1) 本会則、その他クラブの諸規則または施設の利用約款に違反したとき
- (2) クラブもしくは会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき
- (3) 年会費その他諸料金の支払いを3か月以上滞納し、再請求を行っても完納しないとき
- (4) 会員が反社会的勢力等と判明したとき
- (5) 会員が反社会的勢力等と認められる者を同伴または紹介したとき
- (6) その他会員として不適格な事由があるとき

第9条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 特別会員であって、その推挙の理由が消滅したとき
- (4) 法人会員であって、その法人が解散したとき(合併等の会社組織再編行為による解散を除く。)
- (5) 死亡
- (6) 会員がその権利を第三者に譲渡し、名義変更手続が完了したとき

第10条 (会員契約の解除)

1. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会員契約は解除されるものとする。

- (1) 前条第1号から第3号までの事由が発生したとき
- (2) 法人会員について、清算手続が終了したとき
- (3) 個人会員について、相続開始後2年が経過しても第17条第2項および第3項に定める手続が完了しないとき、または同条第5項に定める譲渡手続が完了しないとき

2. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会社は会員契約を解除することができるものとする。

- (1) 会社更生または民事再生等の法的再建手続が開始されたとき
- (2) 破産または特別清算等の法的清算手続が開始されたとき

第11条 (休会)

1. 個人会員が次の各号の一つに該当するときは、会社が別紙8に定める手続に従って会社の承認を得て、申請日の属する対象期間の次の対象期間末日まで休会することができる。但し、法人会員および年会費の未払がある個人会員は休会できないものとする。

- (1) 傷病加療のため施設を利用できないとき
 - (2) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県以外の地域へ転勤、転居したとき
2. 前項による休会期間から引き続き休会を希望する個人会員は、休会期間が満了するまでに前項の手続を改めて行って会社の承認を得なければならないものとし、以後同様とする。
 3. 休会期間中の年会費は申請日の属する対象期間の次の対象期間に限り免除される。
 4. 第1項の休会事由が解消した場合、休会者は遅滞なく会社が別紙8に定める休会解除の手続を行うものとする。また、前項の規定にかかわらず、当該休会者は、前項により免除された金額を12で除した額に休会解除日の属する月の翌月から当該年の12月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。

第3章 入会および退会等

第12条 (入会)

1. クラブに入会しようとする者は、会社が別紙1または別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。
2. 前項の承認を得た者は、会社が別紙1または別紙2に定める入会金および預託金または名義変更料を支払うものとする。会社は、これらの入会手続の完了後に会員登録を行う。
3. 入会金および名義変更料は、返還しないものとする。但し、相当な事由があると認められる場合には、その一部を返還するものとする。
4. 本会則は、会員と会社との間の合意内容を構成するものとする。

第13条 (預託金)

1. 預託金は、無利息、無配当にて全額会社に預託されるものとし、次項に定める据置期間経過後、かつ会員契約解除後に、請求した場合に限り返還されるものとする。
2. 預託金の据置期間は、2003年10月31日以前から在籍する会員については同日から、2003年11月1日以降に会員資格を取得した会員については当該会員資格の取得日から、それぞれ10年間とする。
3. 会社は、天災地変、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事態が発生したときは、理事会の同意を得て、当該据置期間を一定の範囲内で延長することができる。
4. 会員は、会社の書面による承諾を得ることなく、預託金の返還請求権を譲渡、質入れ、その他処分することができない。これは会員資格喪失後も同様とする。
5. 第10条第1項および第2項の規定により会員契約が解除された場合において、当該会員に年会費その他諸料金の未払等があるときは、会社は、当該会員の預託金をもって当該未払の弁済に充当できるものとする。但し、充当後の預託金の残額は、当該据置期間経過後に返還するものとする。

第14条 (退会)

会員がクラブを退会しようとするときは、会社が別紙9に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。

第15条 (登録者の変更)

1. 法人会員は、会社が別紙3に定める手続に従って会社の承認を得て、登録者を変更することができる。
2. 前項の承認を得た法人会員は、会社が別紙3に定める登録者変更料を支払うものとする。会社は、これらの登録者変更手続の完了後に登録者の変更登録を行う。

第16条 (権利の譲渡)

1. 会員は、会社が別紙2に定める手続に従って当該会員の権利を第三者に譲渡することができる。
2. 権利を譲り受けようとする者は、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。
3. 前項の承認を得た譲受人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これらの名義変更手続の完了後に会員登録を変更する。
4. 前項の手続を完了した譲受人は、本会則に定める譲渡人の権利義務のすべてを承継する。

5. 会社は、権利の譲渡による名義変更手続を一定期間停止することができる。

第17条（権利の相続）

1. 個人会員について相続が開始された場合、相続人は、被相続人の会員契約上の地位を承継することができる。
2. 相続人が会員資格の取得を希望する場合、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。但し、相続人が複数の場合は、会社の承認を得るにあたり、会員契約上の地位を相続人の一人に集約しなければならない。
3. 前項の承認を得た相続人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これらの名義変更手続の完了後に会員登録を変更する。
4. 前項の手続を完了した相続人は、本会則に定める被相続人の権利義務のすべてを承継する。
5. 相続人が会員資格の取得を希望しない場合、または会社の承認が得られない場合、相続人は前条の規定を準用し、会員契約上の地位を第三者に譲渡することができる。

第18条（その他の権利承継）

法人会員は、合併または会社分割等の会社組織再編行為により別法人に権利義務を包括承継させた場合、会社が別紙7に定める手続に従って当該別法人に対し会員契約上の地位を承継させることができる。

第4章 役員および理事会

第19条（役員）

1. クラブに次の役員をおく。

理事長	1名
常務理事	若干名
理事	若干名
2. 理事長が必要と認めた場合、前項以外の役員をおくことができる。

第20条（役員を選任）

1. 理事長は、会社が選任し委嘱する。
2. 理事長を除く役員は、会社の推薦する者および会員の中から理事長が選任し委嘱する。

第21条（役員の任期）

1. 役員はすべて名誉職とする。その任期は就任の日から2年間とし、再任を妨げないものとする。但し、任期満了の場合、後任の役員が委嘱されるまでの間、前任者は職務を遂行するものとする。
2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。

第22条（理事長）

1. 理事長は、クラブを代表して会務を統括する。
2. 理事長は、毎年1回、定時理事会を、また必要に応じて臨時理事会を招集し、理事会の議長となる。
3. 理事長に事故ある場合は、あらかじめ理事会で定めた順位に従って他の理事が理事長の職務を代行する。

第23条（理事会）

1. 理事会は理事長および理事をもって構成し、理事長を含む理事の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。
2. 理事会の決議は、理事長を含む出席理事の過半数（委任状を含む。）で決する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。
3. 理事長が理事会開催の必要がないと認めた場合は、書面により決議することができる。
4. 理事会は、本会則に定める事項および会社から諮問を受けた次の事項につき決議するものとする。
 - (1) クラブの運営に関する基本事項
 - (2) 本会則およびクラブの運営に必要な諸規則の制定および改廃に関する事項
 - (3) 各種委員会に関する事項
 - (4) その他クラブの運営に必要と認められる事項

第24条（委員会）

1. 理事会は、クラブに次の委員会をおく。
 - (1) コース委員会
 - (2) 競技委員会
 - (3) ハンディキャップ委員会
 - (4) ハウス委員会
 - (5) プロ・キャディ委員会
 - (6) エチケット・フェロウシップ委員会
2. 委員会の委員長、副委員長および委員は、理事および会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。
3. 委員長、副委員長および委員の任期は、その就任の日から理事の任期の終期と同一とする。但し、再任を妨げない。
4. 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員会の議長となる。

第5章 個人情報の取扱い

第25条（個人情報の取扱い）

1. 会社は、公表している個人情報保護方針に基づいて、会員の個人情報を取扱うものとする。
2. 会員が会員契約代行者（以下、「代行者」という。）を介して保有会員権の第三者への譲渡を希望する場合、会員は、会社が代行者から照会を受けた当該会員の個人情報を代行者に開示することにあらかじめ同意する。

第6章 附 則

第26条 年会費の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第27条 会社が会員契約に関する各種通知を会員の届け出た住所宛に発信したにもかかわらず、当該通知が当該会員に到達しなかった場合、当該通知は、当該通知の発信日の翌日をもって当該会員に到達したものとみなす。

第28条 会社は、本会則の各条項について、相当の事由があると認められる場合には、会社のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとする。当該変更は、公表等に際して定める適用開始日から適用されるものとする。

第29条 会則は2024年4月1日から改定施行する。

以 上

岡部チサンカントリークラブ 名義変更手続要項

<p>手 続</p>	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます ※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																										
<p>条 件</p>	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 正会員1名の推薦があること 4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>																										
<p>必要書類</p>	<p>① 譲受人(入会)必要書類</p> <table border="1" data-bbox="319 716 1433 974"> <tr> <td>① 入会申込書(法人用または個人用)</td> <td>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲受人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑥ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書</td> <td>名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table> <p>② 譲渡人(退会)必要書類</p> <table border="1" data-bbox="319 1075 1433 1243"> <tr> <td>① 名義変更申請書</td> <td>譲受人と連記</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲渡人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 会員権の証書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 委任状(譲受人用)		③ 名義変更申請書	譲渡人と連記	④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要	⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印	① 名義変更申請書	譲受人と連記	② 委任状(譲渡人用)		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要																										
② 委任状(譲受人用)																											
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記																										
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																										
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要																										
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																										
① 名義変更申請書	譲受人と連記																										
② 委任状(譲渡人用)																											
③ 会員権の証書																											
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
<p>名義変更料 (消費税込)</p>	<table border="1" data-bbox="319 1579 1220 1742"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>440,000 円</td> <td>165,000 円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>55,000 円</td> <td>33,000 円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)</td> <td>11,000 円</td> <td>11,000 円</td> </tr> <tr> <td>法人と当該法人代表者個人間の場合</td> <td>11,000 円</td> <td>11,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員	一般	440,000 円	165,000 円	相続または3親等内親族間の場合	55,000 円	33,000 円	登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	11,000 円	11,000 円	法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000 円	11,000 円											
	正会員	平日会員																									
一般	440,000 円	165,000 円																									
相続または3親等内親族間の場合	55,000 円	33,000 円																									
登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	11,000 円	11,000 円																									
法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000 円	11,000 円																									
<p>年会費 (消費税込)</p>	<p>1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可) 2. 金 額</p> <table border="1" data-bbox="422 1825 853 1892"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>39,600 円</td> <td>19,800 円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員		39,600 円	19,800 円																				
	正会員	平日会員																									
	39,600 円	19,800 円																									
<p>書類送付先 連絡先</p>	<table border="0" data-bbox="319 1937 1380 2049"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">書類送付先</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">連絡先</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600</td> <td style="padding: 5px;">電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245</td> </tr> </table>	書類送付先	連絡先	岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600	電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245																						
書類送付先	連絡先																										
岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600	電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245																										

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

現行
旧)

現行：2024年3月31日まで

岡部テサンカントリークラブ 名義変更手続要項

手続	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください</p> <p>2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います</p> <p>3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)</p> <p>4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっております。フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>															
条件	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 正会員1名の推薦があること</p> <p>4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと</p> <p>5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>															
必要書類	<p>① 譲受人(入会)必要書類</p> <p>① 入会申込書(法人用または個人用) 申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</p> <p>② 委任状(譲受人用)</p> <p>③ 名義変更申請書 譲渡人と連記</p> <p>④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ</p> <p>⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け) タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</p> <p>⑥ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要</p> <p>⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書 名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要</p> <p>⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</p> <p>② 譲渡人(退会)必要書類</p> <p>① 名義変更申請書 譲渡人と連記</p> <p>② 委任状(譲渡人用)</p> <p>③ 会員権の証書</p> <p>④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ</p> <p>⑤ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要</p> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p> <p>* 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。</p> <p>* 相続の場合は、別紙「相続における同意書」、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。</p> <p>* 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。</p> <p>* 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>															
名義変更料 (消費税込)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>330,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>55,000円</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個人・法人間)</td> <td>11,000円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>法人と当該法人代表者個人間の場合</td> <td>11,000円</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員	一般	330,000円	110,000円	相続または3親等内親族間の場合	55,000円	33,000円	登録者同一の場合(個人・法人間)	11,000円	11,000円	法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000円	11,000円
	正会員	平日会員														
一般	330,000円	110,000円														
相続または3親等内親族間の場合	55,000円	33,000円														
登録者同一の場合(個人・法人間)	11,000円	11,000円														
法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000円	11,000円														
年会費 (消費税込)	<p>1. 期間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可)</p> <p>2. 金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>39,600円</td> <td>19,800円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員		39,600円	19,800円									
	正会員	平日会員														
	39,600円	19,800円														
書類送付先 連絡先	<p>書類送付先 岡部テサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎800</p> <p>連絡先 電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245</p>															

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

2024年4月1日改定(名義変更料の変更)
新)

改定：2024年4月1日以降

岡部テサンカントリークラブ 名義変更手続要項

手続	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください</p> <p>2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います</p> <p>3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)</p> <p>4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっております。フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>															
条件	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 正会員1名の推薦があること</p> <p>4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと</p> <p>5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>															
必要書類	<p>① 譲受人(入会)必要書類</p> <p>① 入会申込書(法人用または個人用) 申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</p> <p>② 委任状(譲受人用)</p> <p>③ 名義変更申請書 譲渡人と連記</p> <p>④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ</p> <p>⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け) タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</p> <p>⑥ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要</p> <p>⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書 名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要</p> <p>⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</p> <p>② 譲渡人(退会)必要書類</p> <p>① 名義変更申請書 譲渡人と連記</p> <p>② 委任状(譲渡人用)</p> <p>③ 会員権の証書</p> <p>④ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ</p> <p>⑤ 法人の履歴事項全部証明書 法人の場合のみ必要</p> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p> <p>* 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。</p> <p>* 相続の場合は、別紙「相続における同意書」、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。</p> <p>* 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。</p> <p>* 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>															
名義変更料 (消費税込)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>440,000円</td> <td>165,000円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>55,000円</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個人・法人間)</td> <td>11,000円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>法人と当該法人代表者個人間の場合</td> <td>11,000円</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員	一般	440,000円	165,000円	相続または3親等内親族間の場合	55,000円	33,000円	登録者同一の場合(個人・法人間)	11,000円	11,000円	法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000円	11,000円
	正会員	平日会員														
一般	440,000円	165,000円														
相続または3親等内親族間の場合	55,000円	33,000円														
登録者同一の場合(個人・法人間)	11,000円	11,000円														
法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000円	11,000円														
年会費 (消費税込)	<p>1. 期間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可)</p> <p>2. 金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>正会員</th> <th>平日会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>39,600円</td> <td>19,800円</td> </tr> </tbody> </table>		正会員	平日会員		39,600円	19,800円									
	正会員	平日会員														
	39,600円	19,800円														
書類送付先 連絡先	<p>書類送付先 岡部テサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600</p> <p>連絡先 電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245</p>															

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

2024年1月24日

チサン平日共通会員の皆様

PGMプロパティーズ株式会社
チサン平日共通会員 事務局

名義変更料および会則一部変更のお知らせ

謹啓 厳寒の候 会員の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当クラブへのご支援ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度、下記のとおり名義変更料を改定させていただくこととなりました。
これに伴い会則が一部変更になりますので、本書をもってお知らせいたします。
名義変更料の改定内容、改定実施日及びこれに伴う会則一部変更の変更内容・効力発生日につきましては以下に記載しておりますのでご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 名義変更料改定

この度、名義変更料を以下の通り改定させていただきます。今後も引き続き安全で快適なプレーをお楽しみいただけるように努力してまいりますので、何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

1) 改定内容

名義変更料／一般の場合（消費税込）

<2024年3月31日受付分迄> 110,000円

<2024年4月1日受付分より> 165,000円

※受付とは会則別紙2の名義変更手続要項に定める必要書類を不備・不足がない状態でご提出頂き、当クラブが受け付けたことを指します。なお、必要書類に不備・不足がある場合には、受付できません。

※今回の改定は一般の場合のみとなります。

2) 改定実施日

名義変更料の改定実施日：2024年4月1日

2. 名義変更料改定に伴う会則一部変更

名義変更料の改定に伴い、2024年4月1日を効力発生日として会則別紙2「名義変更手続要項」を上述の改定内容のとおり、一部変更させていただきます。

3. 会則一部変更の新旧対照表及び周知

名義変更料改定に伴う会則一部変更の変更箇所の詳細につきましては、以下の書面を同封いたしますとともに、ゴルフ場内の掲示板に掲示及びホームページ上に開示致しますので、内容をご確認頂けますようお願い申し上げます。

- ・会則別紙2の新旧対照表
- ・2024年4月1日付の変更後の会則本文（会則本文は会則第23条の会則改定日に変更ございません。）及び変更後の別紙2

以上

本件に関するお問い合わせ先
〒369-0216
埼玉県深谷市山崎600
岡部チサンカントリークラブ 会員課
電話：048-585-2411

※今回のお知らせは、2024年1月1日時点で弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただいております。お知らせ受領時に退会等されている場合はご容赦下さい。

チサン平日共通会員 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本クラブは、チサン平日共通会員（以下、「クラブ」という。）と称する。

第2条 (目的)

クラブは、PGMプロパティーズ株式会社（以下、「会社」という。）が所有するゴルフ場およびその付帯施設（以下、「施設」という。）を利用して会員の健康増進を図り、健全なゴルフの普及に努めるとともに、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

- (1) 岡部チサンカントリークラブ（埼玉県深谷市山崎）
- (2) 富士チサンカントリークラブ（静岡県富士宮市西山）
- (3) クリアビューゴルフクラブ&ホテル（千葉県野田市瀬戸）

第3条 (事務所)

クラブの事務所は岡部チサンカントリークラブの施設内におく。

第2章 会員

第4条 (会員の種類)

1. クラブの会員は次のとおりとする。

(1) 平日共通会員

会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が平日共通会員の資格を承認した個人または法人とする。

2. 会員のうち、個人を個人会員、法人を法人会員という。

3. 法人会員は、法人に代わり会員資格を行使する個人（以下、「登録者」という。）を会社に登録しなければならない。但し、登録者は会社が別紙1から別紙3までに定める手続により会社が登録者の資格を承認した者とする。

第5条 (会員の権利)

1. 会員は、月曜日から土曜日まで（但し、会社が定める施設の休業日を除く。）の営業時間内に、会社が別紙4に定める条件で各ゴルフ場の施設を優先的に利用することができる。
2. 会員は、会社が別紙5に定める条件でビジターを同伴または紹介することができる。但し、会員は、当該ビジターの行為や諸料金の支払等について、連帯して会社に対して責任を負うものとする。会社が、ビジターの一人に対し、諸料金の支払等の履行の請求をした場合、会員に対しても、その効力を生じる。
3. 会員は、会社が開催を決定した公式競技会、プロ競技会等または施設の予約状況等の合理的な事由により、前各項に定める会員の権利を使えない場合、または、制限を受ける場合があることをあらかじめ了承する。
4. 会員は、会社に預け入れた預託金（以下、「預託金」という。）の返還を本会則の定めに基づき請求することができる。

第6条 (会員の義務)

1. 会員は、会社が別紙6に定める年会費その他諸料金を遅滞なく支払うものとする。なお、会員は年会費の1か年分を第20条に定める対象期間（以下、「対象期間」という。）が始まる前日までに支払うものとし、会員が対象期間の途中で会員資格を喪失した場合でも、会社は年会費を返還しないものとする。
2. 対象期間の途中に入会した会員が年会費を支払う必要がある場合は、年会費を12で除した額に、入会月の翌月から当該年の12月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。
3. 会員は、施設を利用した場合、別途定めのない限り会社が別紙4に定める利用料金を利用当日に支払うものとする。
4. 会員は、住所、氏名、商号その他届出事項に変更があった場合、その旨を会社へ遅滞なく連絡し、会社が別紙7に定める手続を行うものとする。
5. 会員は、会員資格を第三者に行使させてはならないものとする。
6. 会員は、本会則、クラブの諸規則、施設の利用約款、その他エチケット、マナーを遵守し、会社の決定事項に従うものとする。また、クラブの秩序を乱し、またはクラブもしくは会社の名誉を毀損する行為は行わないものとする。

第7条 (反社会的勢力等追放)

1. 会社は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）のクラブへの入会および施設の利用を認めないものとする。
2. 会員は、反社会的勢力等を同伴または紹介してはならないものとする。

第8条 (会員資格の停止、除名)

会員が次の各号の一つに該当するときは、会社は会員資格の一時停止または除名処分を行うことができる。

- (1) 本会則、クラブの諸規則または施設の利用約款に違反したとき
- (2) クラブもしくは会社の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき
- (3) 年会費その他諸料金の支払いを3か月以上滞納し、再請求を行っても完納しないとき
- (4) 会員が反社会的勢力等と判明したとき
- (5) 会員が反社会的勢力等と認められる者を同伴または紹介したとき
- (6) その他会員として不適格な事由があるとき

第9条 (会員資格の喪失)

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 法人会員であつて、その法人が解散したとき（合併等の会社組織再編行為による解散は除く。）
- (4) 死亡
- (5) 会員がその権利を第三者に譲渡し、名義変更手続が完了したとき

第10条 (会員契約の解除)

1. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会員契約は解除されるものとする。

- (1) 前条第1号から第2号までの事由が発生したとき
 - (2) 法人会員について、清算手続が終了したとき
 - (3) 個人会員について、相続開始後2年が経過しても第17条第2項および第3項に定める手続が完了しないとき、または同条第5項に定める譲渡手続が完了しないとき
2. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会社は会員契約を解除することができるものとする。
- (1) 会社更生または民事再生等の法的再建手続が開始されたとき
 - (2) 破産または特別清算等の法的清算手続が開始されたとき

第11条 (休会)

1. 個人会員が次の各号の一つに該当するときは、会社が別紙8に定める手続に従って会社の承認を得て、申請日の属する対象期間の次の対象期間末日まで休会することができる。但し、法人会員および年会費の未払がある個人会員は休会できないものとする。

- (1) 傷病加療中で施設の利用ができないとき
- (2) 東京都・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・神奈川県・静岡県・山梨県・長野県・愛知県以外の地域へ転勤、転居したとき

2. 前項による休会期間から引き続き休会を希望する個人会員は、休会期間が満了するまでに前項の手続を改めて行って会社の承認を得なければならないものとし、以後も同様とする。

3. 休会期間中の年会費は申請日の属する対象期間の次の対象期間に限り免除される。

4. 第1項の休会事由が解消した場合、休会者は遅滞なく会社が別紙8に定める休会解除の手続を行うものとする。また前項の規定にかかわらず、当該休会者は、前項により免除された金額を12で除した額に休会解除日の属する月の翌月から当該年の12月までの月数を乗じて算出した金額を会社が指定した期日までに一括で支払うものとする。

第3章 入会および退会等

第12条 (入会)

1. クラブに入会しようとする者は、会社が別紙1または別紙2に定める手続に従って、会社の承認を得なければならない。

2. 前項の承認を得た者は、会社が別紙1または別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これら入会手続の完了後に会員登録を行う。

3. 入会金および名義変更料は、返還しないものとする。但し、相当な事由があると認められる場合には、その一部を返還するものとする。

4. 本会則は、会員と会社との間の合意内容を構成するものとする。

第13条 (預託金)

1. 預託金は、無利息、無配当にて全額会社に預託されるものとし、次項に定める据置期間経過後、かつ会員契約解除後に、請求により返還されるものとする。

2. 預託金の据置期間は、2003年10月31日以前から在籍する会員については同日から、2003年11月1日以降に

会員資格を取得した会員については当該会員資格の取得日から、それぞれ10年間とする。

3. 会社は、天災地変、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事態が発生したときは、当該据置期間を一定の範囲内で延長することができる。
4. 会員は、会社の書面による承諾を得ることなく、預託金の返還請求権を譲渡、質入れ、その他処分行為をすることができない。これは会員資格喪失後も同様とする。
5. 第10条第1項および第2項の規定により会員契約が解除された場合において、当該会員に年会費その他諸料金の未払等があるときは、会社は、当該会員の預託金をもって当該未払の弁済に充当できるものとする。但し、充当後の預託金の残額は、当該据置期間経過後に返還するものとする。

第14条 (退会)

会員がクラブを退会しようとするときは、会社が別紙9に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。

第15条 (登録者の変更)

1. 法人会員は、会社が別紙3に定める手続に従って会社の承認を得て、登録者を変更することができる。
2. 前項の承認を得た法人会員は、会社が別紙3に定める登録者変更料を支払うものとする。会社は、これら登録者変更の手続完了後に登録者の変更登録を行う。

第16条 (権利の譲渡)

1. 会員は、会社が別紙2に定める手続に従って当該会員の権利を第三者に譲渡することができる。
2. 権利を譲り受けようとする者は、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。
3. 前項の承認を得た譲受人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これら名義変更の手続完了後に会員登録を変更する。
4. 前項の手続を完了した譲受人は、本会則に定める譲渡人の権利義務のすべてを承継する。
5. 会社は、権利の譲渡による名義変更手続を一定期間停止することができる。

第17条 (権利の相続)

1. 個人会員について相続が開始された場合、相続人は、被相続人の会員契約上の地位を承継することができる。
2. 相続人が会員資格の取得を希望する場合、会社が別紙2に定める手続に従って会社の承認を得なければならない。但し、相続人が複数の場合は、会社の承認を得るにあたり、会員契約上の地位を相続人の一人に集約しなければならない。
3. 前項の承認を得た相続人は、会社が別紙2に定める名義変更料を支払うものとする。会社は、これら名義変更の手続完了後に会員登録を変更する。
4. 前項の手続を完了した相続人は、本会則に定める被相続人の権利義務のすべてを承継する。
5. 相続人が会員資格の取得を希望しない場合、または会社の承認が得られない場合、相続人は前条の規定を準用し、会員契約上の地位を第三者に譲渡することができる。

第18条 (その他の権利承継)

法人会員は、合併または会社分割等の会社組織再編行為により別法人に権利義務を包括承継させた場合、会社が別紙7に定める手続に従って当該別法人に対し会員契約上の地位を承継させることができる。

第4章 個人情報の取扱い

第19条 (個人情報の取扱い)

1. 会社は、公表している個人情報保護方針に基づいて、会員の個人情報を取扱うものとする。
2. 会員が会員契約代行者（以下、「代行者」という。）を介して保有会員権の第三者への譲渡を希望する場合、会員は、会社が代行者から照会を受けた当該会員の個人情報を代行者に開示することにつきあらかじめ同意する。

第5章 附則

第20条 年会費の対象期間は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第21条 会社が会員契約に関する各種通知を会員の届け出た住所宛に発信したにもかかわらず、当該通知が当該会員に到達しなかった場合、当該通知は、当該通知の発信日の翌日をもって当該会員に到達したものとみなす。

第22条 会社は、本会則の各条項について、相当の事由があると認められる場合には、会社のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとする。当該変更は、公表等に際して定める適用開始日から適用されるものとする。

第23条 本会則は2024年4月1日から改定施行する。

以上

チサン平日共通会員 名義変更手続要項

<p>手 続</p>	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください 2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封) 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																										
<p>条 件</p>	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 3. 平日共通会員1名の推薦があること 4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと 5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>																										
<p>必要書類</p>	<p>① 譲受人(入会)必要書類</p> <table border="1" data-bbox="319 716 1433 974"> <tr> <td>① 入会申込書(法人用または個人用)</td> <td>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲受人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑥ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書</td> <td>名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table> <p>② 譲渡人(退会)必要書類</p> <table border="1" data-bbox="319 1075 1433 1243"> <tr> <td>① 名義変更申請書</td> <td>譲受人と連記</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲渡人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 会員権の証書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙『相続における同意書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 委任状(譲受人用)		③ 名義変更申請書	譲渡人と連記	④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要	⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印	① 名義変更申請書	譲受人と連記	② 委任状(譲渡人用)		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要																										
② 委任状(譲受人用)																											
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記																										
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																										
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要																										
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																										
① 名義変更申請書	譲受人と連記																										
② 委任状(譲渡人用)																											
③ 会員権の証書																											
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
<p>名義変更料 (消費税込)</p>	<table border="1" data-bbox="319 1585 1008 1742"> <thead> <tr> <th></th> <th>平日共通会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>165,000 円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>33,000 円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)</td> <td>11,000 円</td> </tr> <tr> <td>法人と当該法人代表者個人間の場合</td> <td>11,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		平日共通会員	一般	165,000 円	相続または3親等内親族間の場合	33,000 円	登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	11,000 円	法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000 円																
	平日共通会員																										
一般	165,000 円																										
相続または3親等内親族間の場合	33,000 円																										
登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	11,000 円																										
法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000 円																										
<p>年会費 (消費税込)</p>	<p>1. 期 間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可) 2. 金 額 <table border="1" data-bbox="422 1825 638 1892"> <tr> <td>平日共通会員</td> </tr> <tr> <td>19,800 円</td> </tr> </table></p>	平日共通会員	19,800 円																								
平日共通会員																											
19,800 円																											
<p>書類送付先 連絡先</p>	<table border="0" data-bbox="319 1944 1380 2049"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">書類送付先</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">連絡先</td> </tr> <tr> <td>岡部チサンカントリークラブ内 チサン平日共通 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600</td> <td>電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245</td> </tr> </table>	書類送付先	連絡先	岡部チサンカントリークラブ内 チサン平日共通 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600	電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245																						
書類送付先	連絡先																										
岡部チサンカントリークラブ内 チサン平日共通 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600	電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245																										

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

現行
旧)

現行: 2024年3月31日まで

チサン平日共通会員 名義変更手続要項

手続	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください</p> <p>2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います</p> <p>3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)</p> <p>4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払いは銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																										
条件	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 正会員1名の推薦があること</p> <p>4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと</p> <p>5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>																										
必要書類	<p>① 譲受人(入会)必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 入会申込書(法人用または個人用)</td> <td>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲受人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑥ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書</td> <td>名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table> <p>② 譲渡人(退会)必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲渡人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 会員権の証書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙「相続における同意書」、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 委任状(譲受人用)		③ 名義変更申請書	譲渡人と連記	④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要	⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印	① 名義変更申請書	譲渡人と連記	② 委任状(譲渡人用)		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要																										
② 委任状(譲受人用)																											
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記																										
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																										
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要																										
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																										
① 名義変更申請書	譲渡人と連記																										
② 委任状(譲渡人用)																											
③ 会員権の証書																											
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
名義変更料 (消費税別)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平日共通会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>法人と当該法人代表者個人間の場合</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>		平日共通会員	一般	110,000円	相続または3親等内親族間の場合	33,000円	登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	11,000円	法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000円																
	平日共通会員																										
一般	110,000円																										
相続または3親等内親族間の場合	33,000円																										
登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	11,000円																										
法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000円																										
年会費 (消費税別)	<p>1. 期間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可)</p> <p>2. 金額 <table border="1"><tr><td>平日共通会員</td><td>19,800円</td></tr></table></p>	平日共通会員	19,800円																								
平日共通会員	19,800円																										
書類送付先 連絡先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類送付先</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600</td> <td>電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245</td> </tr> </tbody> </table>	書類送付先	連絡先	岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600	電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245																						
書類送付先	連絡先																										
岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600	電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245																										

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

2024年4月1日改定(名義変更料の変更)
新)

改定: 2024年4月1日以降

チサン平日共通会員 名義変更手続要項

手続	<p>1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類(下記の必要書類①、②)をまとめてご提出ください</p> <p>2. 資格審査 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います</p> <p>3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します(承認の場合、変更料請求書を同封)</p> <p>4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与されます</p> <p>※ 変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。変更料のお支払いは銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等での支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。</p>																										
条件	<p>1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること 法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること</p> <p>2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと</p> <p>3. 正会員1名の推薦があること</p> <p>4. 譲渡人および推薦人に年会費未払い等の問題がないこと</p> <p>5. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること</p>																										
必要書類	<p>① 譲受人(入会)必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 入会申込書(法人用または個人用)</td> <td>申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲受人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)</td> <td>タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの</td> </tr> <tr> <td>⑥ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書</td> <td>名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要</td> </tr> <tr> <td>⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</td> <td>年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印</td> </tr> </table> <p>② 譲渡人(退会)必要書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 名義変更申請書</td> <td>譲渡人と連記</td> </tr> <tr> <td>② 委任状(譲渡人用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 会員権の証書</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 印鑑証明書</td> <td>法人の場合は法人のもののみ</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人の履歴事項全部証明書</td> <td>法人の場合のみ必要</td> </tr> </table> <p>* 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。 * 譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。 * 相続の場合は、別紙「相続における同意書」、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図(法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類)が必要です。 * 被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。 * 親族間譲渡による変更料の割引には、続柄を証する戸籍の全部事項証明書が必要です。</p>	① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要	② 委任状(譲受人用)		③ 名義変更申請書	譲渡人と連記	④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの	⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要	⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要	⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印	① 名義変更申請書	譲渡人と連記	② 委任状(譲渡人用)		③ 会員権の証書		④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ	⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要
① 入会申込書(法人用または個人用)	申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要																										
② 委任状(譲受人用)																											
③ 名義変更申請書	譲渡人と連記																										
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑤ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け)	タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの																										
⑥ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
⑦ 名義変更料支払い方法に関する依頼書	名義変更料に預託金を充当する場合のみ必要																										
⑧ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印																										
① 名義変更申請書	譲渡人と連記																										
② 委任状(譲渡人用)																											
③ 会員権の証書																											
④ 印鑑証明書	法人の場合は法人のもののみ																										
⑤ 法人の履歴事項全部証明書	法人の場合のみ必要																										
名義変更料 (消費税別)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平日共通会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>165,000円</td> </tr> <tr> <td>相続または3親等内親族間の場合</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>法人と当該法人代表者個人間の場合</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>		平日共通会員	一般	165,000円	相続または3親等内親族間の場合	33,000円	登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	11,000円	法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000円																
	平日共通会員																										
一般	165,000円																										
相続または3親等内親族間の場合	33,000円																										
登録者同一の場合(個⇄法、別法人間)	11,000円																										
法人と当該法人代表者個人間の場合	11,000円																										
年会費 (消費税別)	<p>1. 期間 1月1日～12月31日 ※前払い制(継承可)</p> <p>2. 金額 <table border="1"><tr><td>平日共通会員</td><td>19,800円</td></tr></table></p>	平日共通会員	19,800円																								
平日共通会員	19,800円																										
書類送付先 連絡先	<table border="1"> <thead> <tr> <th>書類送付先</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600</td> <td>電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245</td> </tr> </tbody> </table>	書類送付先	連絡先	岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600	電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245																						
書類送付先	連絡先																										
岡部チサンカントリークラブ 会員課 〒369-0216 埼玉県深谷市山崎600	電話 048-585-2411 FAX 048-585-5245																										

会則は当社との契約内容を記載したものですので、よくお読みになったうえで入会をお申込みください。

